

第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会 設立会議及び第1回総会

日時：令和3年9月2日（木） 14時

会場：TKPガーデンシティPREMIUM仙台西口
ホール8A

・・・・・・・・・・設立会議次第・・・・・・・・・・

- 1 開 会
- 2 主催者挨拶
 仙台市長 郡 和子
- 3 来賓挨拶
 国土交通省都市局長 宇野 善昌 様（代理 大臣官房審議官 上野 純一 様）
 宮城県知事 村井 嘉浩 様（代読 土木部副部長 藤田 仁 様）
- 4 第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会の設立について
 資料1 実行委員会の設立趣意について
 資料2 第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会 名簿
- 5 議 事
 議案第1号 第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会会則（案）について

・・・・・・・・・・第1回総会次第・・・・・・・・・・

- 1 開 会
- 2 第40回全国都市緑化仙台フェア基本計画について
 資料3 第40回全国都市緑化仙台フェア基本計画 概要版
 コメント 全国都市緑化仙台フェア基本構想懇談会座長
 ・基本計画検討会座長 涌井 史郎 様
- 3 議 事
 議案第1号 令和3年度事業計画（案）について
 議案第2号 令和3年度予算（案）について
- 4 そ の 他
- 5 閉 会
 公益財団法人都市緑化機構専務理事 椰野 良明 様

実行委員会の設立趣意について

第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会設立趣意

全国都市緑化フェアは、都市緑化の意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより都市緑化を全国的に推進し、もって緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的として開催する花と緑の祭典です。

令和5（2023）年は、杜の都のみどり豊かな都市環境の形成に大きな役割を果たした「杜の都の環境をつくる条例」の制定から50周年という節目の年となります。

「杜の都・仙台」の多様な機能を持つみどりが形づくられてきた歴史のあゆみを辿り、その大切さを見つめなおすとともに、東日本大震災からの復興の発信や交流人口の拡大への取り組み、そしてポストコロナを見据えた「新たな杜の都」の創生に向けて、第40回全国都市緑化仙台フェア「未来の杜せんだい2023 ～Feel green!～」を開催します。

このフェアの円滑な実施及び運営を図るため、ここに「第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会」を設立します。

第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会 名簿

資料2

役職	所属団体・職名 (順不同)	氏名 (敬称略)	
名誉顧問	国土交通大臣	赤羽 一嘉	
顧 問	国土交通省都市局長	宇野 善昌	
	国土交通省東北地方整備局長	稲田 雅裕	
	国土交通省東北運輸局長	田中 由紀	
	復興庁宮城復興局長	中島 洋	
	国立大学法人東北大学総長	大野 英男	
	宮城県知事	村井 嘉浩	
	宮城県議会議長	石川 光次郎	
	仙台市議会議長	鈴木 勇治	
	一般社団法人東北経済連合会会長	海輪 誠	
	仙台商工会議所会頭	鎌田 宏	
	一般社団法人仙台経済同友会代表幹事	小林 英文	
	一般社団法人東北観光推進機構会長	松木 茂	
	株式会社河北新報社代表取締役社長	一力 雅彦	
	全国都市緑化仙台フェア基本構想懇談会座長・基本計画検討会座長	涌井 史郎	
	宮城県警察本部長	千野 啓太郎	
	公益財団法人都市緑化機構会長	矢野 龍	
会 長	仙台市長	郡 和子	
副 会 長	仙台市副市長	藤本 章	
	仙台市副市長	高橋 新悦	
	公益財団法人都市緑化機構理事長	横張 真	
監 事	仙台市会計管理者	船山 明夫	
	公益財団法人都市緑化機構事務局長	辻 淳一	
委員	経済・観光	仙台商工会議所専務理事	今野 薫
		公益社団法人仙台青年会議所理事長	菅原 啓太
		みやぎ仙台商工会会長	庄司 俊充
		公益財団法人仙台観光国際協会理事長	石川 浩史
		一般社団法人日本旅行業協会東北支部支部長	村上 晃史

第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会 名簿

資料2

役職	所属団体・職名 (順不同)	氏名 (敬称略)	
委員	運輸	東日本旅客鉄道株式会社執行役員仙台支社長	三林 宏幸
		仙台国際空港株式会社代表取締役	鳥羽 明門
		公益社団法人宮城県バス協会会長	青沼 正喜
		一般社団法人宮城県タクシー協会会長	池田 憲彦
		仙台市交通局交通事業管理者	加藤 俊憲
	造園・緑化	一般社団法人宮城県造園建設業協会会長	大場 勝雄
		一般社団法人日本造園建設業協会宮城県支部支部長	古積 昇
		一般社団法人日本造園組合連合会理事長	内海 一富
		一般財団法人日本造園修景協会宮城県支部支部長	佐々木 亮
		宮城県造園芸協同組合理事長	石出 慎一郎
		公益財団法人仙台市公園緑地協会理事長	小高 睦
		一般社団法人日本公園施設業協会東北支部支部長	林 伸一
		一般社団法人日本植木協会宮城支部宮城支部長	田中 秀穂
		一般社団法人仙台建設業協会会長	深松 努
	審議会等	杜の都の環境をつくる審議会会長	中静 透
		仙台市広瀬川清流保全審議会会長	山田 一裕
		広瀬川創生プラン策定推進協議会会長	小祝 慶紀
	花き・園芸	宮城県園芸協会会長理事	大友 良彦
		仙台中央卸売市場花卉仲卸協同組合理事長	高橋 勝巳
		宮城県花卉商業協同組合理事長	新堀 順一
		一般社団法人日本ハンギングバスケット協会宮城県支部支部長	菅原 範子
		仙台農業協同組合代表理事組合長	藤澤 和明
		全国都市緑化仙台フェア植物調達協議会会長	石出 慎一郎

第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会 名簿

資料2

役職	所属団体・職名 (順不同)	氏名 (敬称略)	
委員	緑化活動団体	仙台緑のボランティア団体連絡会会長	佐藤 修
		仙台市公園愛護協力会連合会会長	渡邊 勝雄
		花と緑の力で3.11プロジェクトみやぎ委員会委員長	鎌田 秀夫
		仙台ふるさとの杜再生プロジェクト連絡会議会長	佐藤 修
	市民・教育	仙台市連合町内会会長	島田 福男
		仙台市小学校長会会長	白井 剛次
		仙台市中学校長会会長	岩田 光世
		仙台市私立幼稚園連合会会長	菊池 正隆
		仙台市私立保育園・保育所・認定こども園協議会会長	重原 達也
		仙台市立高等学校長会会長	岩井 誠
		宮城県高等学校長協会会長	佐々木 克敬
		宮城県私立中学高等学校連合会会長	松良 千廣
		学都仙台コンソーシアム会長	加賀谷 豊
		公益財団法人仙台市民文化事業団理事長	佐々木 洋
		一般財団法人3.11伝承ロード推進機構代表理事	今村 文彦
	行政等	林野庁東北森林管理局仙台森林管理署署長	清水 俊二
		宮城県土木部長	佐藤 達也
		宮城県農政部長	宮川 耕一
		宮城県水産林政部長	佐藤 靖
		宮城県警察本部警備部長	佐々木 雅弘
		宮城県警察本部交通部長	鈴木 孝彦
		宮城県仙台中央警察署長	佐藤 孝治
		公益財団法人都市緑化機構専務理事	柳野 良明

第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会 名簿

資料2

役職	所属団体・職名 (順不同)	氏名 (敬称略)	
委員	会場運営	仙台水族館開発株式会社代表取締役社長	伊吹 立
		せんだい農業園芸センター みどりの杜所長	坂本 邦雄
		日比谷アメニス・日比谷花壇共同事業体代表法人 株式会社日比谷アメニス代表取締役	伊藤 幸男
		仙台ターミナルビル株式会社代表取締役社長	松崎 哲士郎
		国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター植物園園長	牧 雅之
	まちづくり団体	仙台市中心部商店街活性化協議会会長	山崎 浩之
		定禅寺通活性化検討会会長	田村 忠嗣
		青葉通まちづくり協議会会長	藤崎 三郎助
		肴町公園周辺エリアまちづくり協議会理事長	氏家 正裕
		仙台駅東まちづくり協議会理事長	松坂 卓夫
	参 与	仙台市議会都市整備建設委員会委員長	岡部 恒司
		株式会社河北新報社専務取締役	佐藤 純
		株式会社朝日新聞社仙台総局総局長	矢部 丈彦
		株式会社毎日新聞社仙台支局支局長	石丸 整
		株式会社読売新聞東京本社東北総局総局長	池辺 英俊
株式会社産業経済新聞社東北総局総局長		村山 雅弥	
株式会社時事通信社仙台支社支社長		藤野 清光	
一般社団法人共同通信社仙台支社支社長		石亀 昌郎	
日本放送協会仙台拠点放送局局長		神田 真介	
東北放送株式会社代表取締役社長		一力 敦彦	
株式会社仙台放送代表取締役社長		稲木 甲二	
株式会社宮城テレビ放送代表取締役社長		大沼 裕之	
株式会社東日本放送代表取締役社長		佐藤 吉雄	
株式会社エフエム仙台代表取締役社長		小田桐 和久	

第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、令和5年に仙台市において、第40回全国都市緑化仙台フェア（以下「フェア」という。）を開催し、都市緑化に関する意識の高揚、知識の普及等を図ることにより、都市緑化を推進し、もって緑豊かな潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）フェアの企画、準備、開催及び運営に関する事業
- （2）その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織等

（組織）

第4条 実行委員会は、会長、副会長、監事及び委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）経済・観光団体、造園・緑化団体、花き・園芸団体等の団体の代表者又は役職者
- （2）関係行政機関の代表者又は役職者
- （3）その他関係機関、団体の代表者又は役職者及びフェア開催に関係のある者

3 前項各号に掲げる者のうち、機関及び団体の代表者又は役職者についての委員の委嘱は、その職をもってなされたものとする。

4 委員がその属する機関及び団体の役職を離れたときには、その後任者が委員を務めるものとする。

（役員）

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 3名

(3) 監事 2名

- 2 会長は、仙台市長をもって充てる。
- 3 副会長は、仙台市副市長及び公益財団法人都市緑化機構理事長をもって充てる。
- 4 監事は、仙台市会計管理者及び公益財団法人都市緑化機構事務局長をもって充てる。

(役員及び委員の職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。
- 4 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。

(名誉顧問及び顧問)

第7条 実行委員会に名誉顧問及び顧問（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

- 2 顧問等は、会長が委嘱する。
- 3 前項の委嘱は、その職をもってなされたものとする。
- 4 顧問等は、実行委員会の運営に関する重要な事項について、意見を述べることができる。

(参与)

第8条 実行委員会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 前項の委嘱は、その職をもってなされたものとする。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について相談に応じる。

(アドバイザー)

第9条 第3条に規定する事業の充実を図るとともに、フェアの実施にあたって、専門的な観点から助言を得るため、実行委員会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長が委嘱する。

(任期)

第10条 役員、委員、顧問等、参与及びアドバイザーの任期は、実行委員会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

(報酬)

第11条 役員、委員、顧問等及び参与の報酬は、無報酬とする。

(会議)

第12条 実行委員会の会議は、総会とする。

第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、役員及び委員をもって構成する。

(議決事項)

第14条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 事業計画並びに予算及び決算に関する事項
- (2) 会則の改廃に関する事項
- (3) その他、実行委員会の運営に関する重要な事項

(招集及び開催)

第15条 総会は、会長が招集し、開催する。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長又は会長が指名した者が務める。

(運営及び議決)

第17条 総会は、会長、副会長及び委員（以下「委員等」という。）の過半数の出席をもって成立とする。ただし、欠席する委員等からあらかじめ会長あて、その権限を議長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員等の数を出席委員等の数に加えることができる。

2 委員等が出席できないときは、その団体に所属するものを代理として総会に出席させることができる。この場合は、当該代理人には、当該委員等と同一の権限を付与するものとする。

3 総会の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し、出席委員等の過半数の同意を示す書面又は電磁的記録による表決によって、総会の議決を行うことができる。

5 会長が必要と認める場合は、総会に委員等以外の関係者の出席をもとめ、意見又は説明を聴くことができる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第18条 会長は、総会を招集するいとまがない場合は、総会の議決事項については、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の総会において報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第19条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務会計

(経費)

第20条 実行委員会の運営及び事業実施に要する経費は、主催者負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第21条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。ただし、実行委員会の設立年度の会計年度は、実行委員会設立の日から始まり、当該会計年度の末日をもって終わる。

2 解散の日の属する会計年度は、解散の日をもって終わる。

(予算)

第22条 会長は、毎会計年度、事業計画及び収支予算書を作成し、総会に提出し、承認を得なければならない。

(決算)

第23条 会長は、毎会計年度、事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て、総会に報告しなければならない。

(資産の管理)

第24条 実行委員会の資産の管理は、会長がこれを行う。

第7章 解散

(解散)

第25条 実行委員会は、第2条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。

2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(残余の財産)

第26条 実行委員会が解散するときに存する残余財産は、総会の議決を経て処理する。

第8章 補則

(補則)

第27条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和 年 月 日から施行する。